

# 基本的対処方針及び対策本部の廃止、措置の終了

## 国の動き

厚生労働大臣が感染症法に基づき、  
5月8日に新型コロナウイルス感染症を5類に位置づけることを公表

特措法の対象外となるため政府対策本部において  
**基本的対処方針を廃止**

特措法の規定により閣議において  
**政府対策本部を廃止**

## 都の対応

**都民・事業者への要請・協力依頼を終了**

【現在の要請等の内容】

- ①都民向け : 基本的な感染防止対策の徹底等
- ②事業者向け : 業種別ガイドラインの遵守、  
非認証店の時間・人数の制限 等
- ③イベント : 規模要件に沿ったイベント開催

**都対策本部を廃止**

### ■ 特措法第25条

政府対策本部が廃止されたときは、都道府県知事は、  
遅滞なく、都道府県対策本部を廃止するものとする。

※併せて、審議会・モニタリング会議を廃止  
※職員による全庁的な応援体制は5月末で終了